

子育て世帯への臨時特別給付金の申請をお忘れなく！



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を給付します。

所得制限など撤廃

所得制限はなくなりました。当初、所得制限の限度額を超えているために対象とならなかった方も、支給の対象となります。

また、離婚などにより、本給付金を受け取れない方も支給対象となります。

■対象者

子を監護などし、①～④のいずれかの要件に該当する方

- ①令和3年9月分の児童手当を市から受給している方
- ②令和3年9月分の児童手当を職場から受給している公務員の方
- ③9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～18年4月1日生まれ）の児童の保護者
- ④令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童の保護者

■給付額 18歳以下の児童1人につき10万円

■申請方法

- ①申請不要（児童手当振込口座に振り込み済）
- ②③④申請が必要（必要書類をこども福祉課に提出または郵送）

■申請期限

- ②③3月15日(火) (必着)
- ④4月15日(金) (必着)

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903
〒329-0492 笹原26

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

県は、自転車に関係する交通事故防止や被害者の保護を図ることを目的とした条例を制定しました。

その中に、自転車損害賠償責任保険の加入義務があります。ご自身の保険等加入状況を確認しておきましょう。

■主な内容

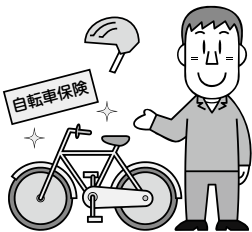
4月1日施行

- ・自転車利用者は、大人も子どもも、乗車用ヘルメットを着用するよう努める
- ・自転車利用者等は、自転車の安全性を確保するために必要な点検・整備を行うよう努める

7月1日施行

- ・自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない

詳しくは県HPへ→



■問い合わせ先

県くらし安全安心課
☎028(623)2185

在宅での育児を支援 育児ママ・パパリフレッシュ利用券

乳幼児を在宅で養育する保護者の方が、お子さまを一時的に保育園等に預けられる「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」を交付します。ご希望の方はこども福祉課でお申し込みください。

■対象者

保育園など（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所していない生後3か月～3歳未満の乳幼児と同居し、養育している保護者

■利用できる施設

施設名	所在地	電話番号
あおば保育園	薬師寺1584-6	(48)5530
わかば保育園	下古山3025-1	(39)6305
むつみこども園	柴769-25	(32)6733
薬師寺幼稚園	薬師寺1584-2	(48)0132
第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44)9988
愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44)7783
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(40)1155
グリム保育園	下長田69	(52)1127
薬師寺保育園	薬師寺2362-5	(48)0063
野ばら幼稚園	中大領386-1	(53)5508
石橋幼稚園	石橋535	(53)0218

■注意事項

- ・申請は、お子さま1人につき1回限りです。
- ・1回につき、最大4時間（利用券4枚分）まで利用できます。
- ・初めて利用する施設などでは、事前面接が必要です。
- ・お子さまの体調がすぐれないときは利用できません。

- ・利用券の再発行はできません。
- ・利用施設によってはミルク等の料金が別途かかります。
- ・保育園などに入所したお子さまは利用できなくなります。

■申し込みに必要なもの 印鑑

■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903